

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成25年度決算（自動車安全特別会計 保障勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
賦 課 金 収 入	2,067	保 障 費	2,479
積 立 金 よ り 受 入	1,528	業 務 取 扱 費 自 動 車 検 査 登 録 勘 定 へ 繰 入	669
雑 収 入	946	再 保 険 及 保 険 費	1,277
前 年 度 剰 余 金 受 入	57,895	予 備 費	0
合 計	62,438	合 計	4,427

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）…………… 58,011 百万円

（剰余金が生じた理由）

過去に自動車ユーザーから徴収した賦課金の未支出分及び政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等のうち、今年度支出しなかったもの。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第61条第1項の規定により、181百万円を積立金として積み立て、残額57,830百万円については、「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入へ繰り入れた。

・平成25年度末における積立金の残高

（積立金の残高（平成26年3月31日））…………… 16,250 百万円

（平成25年度決算により積み立てる額）…………… 181 百万円

（積立金の目的）

政府再保険制度を廃止した平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払い等を行うために、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る再保険料等を積み立てた積立金。

（積立金の水準）

本勘定の積立金は、政府再保険制度廃止以前に締結された再保険契約に係る今後の再保険金の支払い等を勘案し、将来において必要となる金額を積み立てている。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成25年度決算（自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
検査登録印紙収入	31,324	独立行政法人交通安全環境研究所運営費	861
検査登録手数料収入	2,080	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費	1,066
一般会計より受入	349	自動車検査独立行政法人運営費	830
他勘定より受入	881	自動車検査独立行政法人施設整備費	2,241
雑収入	725	業務取扱費	25,075
前年度剰余金受入	10,873	施設整備費	503
		予備費	-
合 計	46,233	合 計	30,579

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・一般会計からの繰入金の金額及び当該金額の額が予算に計上した額と異なる場合にあってはその理由

（一般会計からの繰入金の実績額）…………… 349 百万円
 （予算に計上した繰入金の額）…………… 351 百万円

（相違した理由）

業務取扱費が予定より少なかったため

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）…………… 15,654 百万円

（剰余金が生じた理由）

自動車検査登録勘定においては、自動車ユーザーからの検査・登録手数料等を財源として、自動車の検査・登録業務等を行うものであり、自動車新車販売台数及び自動車保有台数の増加等により、歳入が歳出を上回った場合等には歳計剰余金が発生することとなる。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により、翌年度の歳入に繰り入れ。

本剰余金は、自動車検査登録勘定の歳入のほとんどが受益者である自動車ユーザーからの手数料収入であることから、自動車検査登録等事務に充てる。

Ⅲ 決算に関する情報

○ 平成25年度決算（自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定）

・歳入歳出決算の概要

（単位：百万円）

歳 入		歳 出	
積立金より受入	8,060	自動車事故対策費	5,074
償還金収入	1,398	独立行政法人自動車事故対策 機構運営費	6,772
雑収入	3,322	独立行政法人自動車事故対策 機構施設整備費	391
独立行政法人自動車事故対策 機構納付金収入	17	業務取扱費自動車検査登録勘 定へ繰入	211
合 計	12,798	合 計	12,449

※百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。

・歳入歳出の決算上の剰余金の額、当該剰余金が生じた理由及び当該剰余金の処理の方法

（剰余金の額）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 349 百万円

（剰余金が生じた理由）

事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策は、自動車損害賠償保障法により安定的に事業を行っていくこととされており、そのため、本勘定は、積立金の運用益を財源として実施することを予定したが、同勘定から一般会計に繰り入れを行っており、現在の積立金の運用益のみでは事業費の財源を賅えず、積立金を取り崩して事業を実施しているところ。剰余金は、積立金を取り崩した際の歳出見込みを実際の歳出が下回ったため発生。

（剰余金の処理の方法）

「特別会計に関する法律」附則第62条第1項の規定により、積立金として積み立て。

・平成25年度末における積立金の残高

（積立金の残高（平成26年3月31日））・・・・・・・・・・・・・・・・ 213,200 百万円

（平成25年度決算により積み立てる額）・・・・・・・・・・・・・・・・ 349 百万円

（積立金の目的）

自動車事故の被害者保護を図るため、積立金の運用益を財源として、事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策を安定的に実施するための積立金。

（積立金の水準）

自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策は、自動車損害賠償保障法により安定的に事業を行っていくこととされており、当該被害者救済対策及び事故発生防止対策の必要性等を勘案し、将来において必要となる金額を積立金として積み立て、積立金の運用益を財源として実施することを予定したが、同勘定から一般会計へ繰り入れており、現在の積立金の運用益のみでは事業費の財源を賅えず、積立金を取り崩して事業を実施している。